

千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の改定について

1. 鳥獣保護管理事業計画

- 国の基本指針に即して、県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関して定めた5ヶ年の計画
- 計画には鳥獣保護管理行政の方針と、その実現に向けての具体的取組を記載
- 第11次の計画期間が平成29年3月31日で終了するため、平成29年4月1日から第12次計画を開始する予定

2. 第二種特定鳥獣管理計画

- 鳥獣保護事業計画の下位の計画として、農作物被害が深刻な状況にある鳥獣の対策を獣種別に定めたもの
- 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の施行に伴い、千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（以下、第1次イノシシ管理計画）を、平成24年に策定した「イノシシ対策計画」の内容を盛り込む形で、平成27年5月に策定
- 第1次イノシシ管理計画の目標は以下のとおりであり、本計画に基づき各種対策を実施
 - 農業被害の低減
 - 分布拡大の防止
- 平成29年3月31日で第1次イノシシ管理計画の計画期間が終了するため、次期計画を策定する必要がある

3. 第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の改定ポイント

- 数値目標を農業被害金額・被害面積ではなく、集落アンケートに基づく被害意識の低減に変更
- 普及啓発及び人材育成の強化
- 狩猟におけるくくりわなの12cm規制を解除
- 市街地出没への対応体制の整備を新たに追加
- 階層ベイズ法による個体数推定等、モニタリングの強化